

県福管連

かわら版

第157号

発行日:平成31年1月26日

発行: NPO法人福岡県マンション管理組合連合会

TEL:093-922-4877 FAX:093-922-4750

URL: <http://www.kenfukukanren.net/>

E-mail: fk-m-renzouka1@s3.dion.ne.jp

管理会社の不祥事

60日間の
業務停止命令

管理会社の不祥事が後を絶ちません。今回の不祥事について、マンション管理新聞が伝えているところをご紹介します。

国土交通省中部地方整備局は12月26日、大京アステージ（本社東京、三宅恒治社長）に対してマンション管理適正化法に基づく業務停止命令と指示処分を行ったと発表した。処分理由は元従業員が複数の管理組合における保管口座の印鑑を所持し、組合の資金を不正に支出していた点、同社は2009年にも元社員数人による善服で関東地方整備局から指示処分を受けており、今回で監督処分は2度目となる。

業務停止は1月18日から3月18日までの60日間。同社名古屋支店と同整備局の管内で新規契約の締結などが禁止される。同整備局によれば、同社の自主申告で判明した。現在は是正されている。大京広報は違反や善服があった管理組合数、善服の手口や期間、被害総額など「具体的な内容については管理組合さまのご意向もあって差し控えたい」とし、元従業員の勤務地や職権なども「控えさせていただいている」としている。

違反や善服行為は昨年2月に大京アステージの社内調査で発覚した。管理組合に報告や謝罪をした上で、被害額を全額弁済したという。元従業員は行為を認めており、懲戒解雇されている。善服した金は同社に弁済した。管理組合の意向を受けて同社が掲示告発したが、受理されなかったという。監督処分基準では保管口座の印鑑の保管は業務停止30日だが、管理組合の財産に損害が発生しているため60日を適用している。同社は09年8月に沖縄支店（旧沖縄大京）の元社員と、埼玉、神奈川、静岡県の前社員3人による管理組合財産の善服で関東地方整備局から指示処分を受けている。

大京広報によれば、当時、旧沖縄大京の吸収合併に伴う会計システムの統合とともに、社内体制の整備や事務管理業務のけん制機能の強化などを打ち出していた。だが「当時の再発防止策や通常行っているコンプライアンスに関する研修、社内の体制的な部分が結局機能していなかったということで非常に重く受け止めている」としている。

今回の処分を受けて、大京アステージでは日常業務のチェック体制の見直しや業務フローの改定、定期的な従業員向けのコンプライアンスのテストの実施などに取り組む方針だ。「同じようなことを繰り返さないために防止策を徹底していくことを考えている」とう。

マンション管理新聞1093号

管理組合の業務は管理会社へ任せきりではなく、せめて理事会は緊張感を持って管理会社とお付き合いをする必要があります。毎月の収支報告(月次報告)は、理事長へ書類を送付することで済ませる場合が多いようですが、管理会社の担当より、理事会で報告していただくようにしましょう。

県福管連：石川